

給与支払明細書です。

！(40歳、勤17年)の場合

293,600円
24,488
12,500
17,168
5,880
2,500
356,136
37,060
2,936
9,452
19,000
68,448
287,688



Cさん(27歳、勤7年)の場合

本 給	177,200円
調 整 手 当	14,176
扶 養 手 当	0
時 間 外 手 当	12,410
通 勤 手 当	5,040
住 居 手 当	0
(支給額計)	208,826
長期・短期掛金	22,367
市 共 済 掛 金	1,772
所 得 税	8,730
住 民 税	8,900
(控除額計)	41,769
差 引 支 給 額	167,057

市職員の給与

お知らせします

市民の皆さんに、宇治市職員の給与（平成元年四月一日現在）のあらましについてお知らせします。市職員の給与は、地方公務員法第二十四条の規定により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与及び民間企業従事者の給与の事情を考慮して、市議会の議決を経て条例で定められています。



②調整手当の支給状況

支給対象地域	宇治市内全域
支給対象職員	全職員(1,383人)
支給率	8 %
国の制度 (宇治市内の官署の支給率)	3 % ただし、官署指定により10%支給官署あり
支給対象職員1人当たり平均支給月額 (63年度決算見込額)	22,578円 (年額 270,939円)

- ※1. 調整手当とは、物価などの水準が特に高い地域に勤務している職員に支給される手当です。民間の地域差手当（都市手当等）に相当するものです。
2. 国では、大都市及びその近郊の官署に勤務する職員に支給されています。大都市の支給率の一例を示しますと、東京都の特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市は10%となっています。

③退職手当の状況

区 分	本 市		国	
	自己都合	特退・定年	自己都合	勤奨・定年
元年4月1日 現在の支給率	勤続20年 21.8 月分	32.1 月分	21.0 月分	28.875月分
	勤続25年 33.725月分	47.16月分	33.75月分	44.55 月分
	勤続35年 49.375月分	66.54月分	47.5 月分	62.7 月分
	最高限度額 62.3 月分	66.54月分	60.0 月分	62.7 月分
その他の加算措置	制度なし		定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
退職時特別昇給	原則1号給		1号俸	
1人当たり平均支給額	自己都合 523万円(平均勤続年数14年) 特退・定年 1,812万円(平均勤続年数25年)		—	

- ※1. 本市の特退とは特別希望退職のことであり、年齢50歳以上の職員を対象とする退職制度です。
2. 1人当たり平均支給額は、63年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。なお、国の平均支給額は公表されていません。
3. 本市の退職手当の支給率は、国と同じ支給率とするため年度ごとに段階的な引き下げを行う措置を図っています。この措置により、最高支給額を例にとりますと、平成2年4月1日には、国と同率の62.7月分となります。

④時間外勤務手当の支給状況

区 分	63年度決算見込額	62 年 度
支給総額	326,844千円	317,258千円
職員1人当たり支給月額	19,609円(年額235,309円)	19,256円(年額231,070円)

⑤特殊勤務手当の支給状況

区 分		全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合		44.1%
支給対象職員1人当たり平均支給月額		8,712円(年額104,538円)
手当の種類(手当数)		19種
代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	消防職員手当、ごみ収集作業手当、 屋外における直接労務手当
	多くの職員に 支給されている手当	技術職員手当、消防職員手当 ごみ収集作業手当

⑥扶養・住居・通勤手当の支給内容及び国の制度との相違点

区 分	内 容	市の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 16,000円	異なる	配偶者以外の扶養親族のうち3人目以上 本市 4,500円 国 1,000円
	配偶者以外の扶養親族(子・その他) 4,500円		
	配偶者のない職員の扶養親族1人目 10,500円		
住居手当	借家・借間 最高支給限度額 21,000円	異なる	住居手当が支給されない借家・借間の家賃額 本市 3,000円以下 国 11,000円以下
	自己所有家屋 取得5年未満 2,500円		
	取得5年以上 1,000円		
通勤手当	全額保障限度額 26,000円 全額保障限度額を超える場合は 超える額の1/2を加算	異なる	本市 交通用具利用者も交通機関利用者にして支給 最高支給限度額 国 26,000円 本市 26,000円を超える額は1/2を加算する

※金額は、いずれも月額です。

(7)ラスパイレス指数の状況

年 度	56	57	58	59	60	61	62	63	元
指 数	120.6	117.1	116.7	115.1	113.9	110.7	108.7	107.3	105.2 試算

- ※1. ラスパイレス指数は、地方公共団体の職員構成が、国と同一であると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値です。
2. 元年度の数値は、本市が独自で試算したものです。

(8)特別職の報酬等の状況

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	800,000円			
	助 役	660,000円			
	収入役	580,000円			
報 酬	議 長	480,000円			
	副議長	440,000円			
	議 員	400,000円			
期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分		期 末		勤 勉
			6 月 期		1.4月分
			12 月 期		1.9月分
			3 月 期		0.5月分
	市 長 助 役 収入役		63 年 度 支給割合		—
			計		3.8月分
			6 月 期		1.4月分
			12 月 期		1.9月分
			3 月 期		0.5月分
	議 長 副議長 議 員		63 年 度 支給割合		—
			計		3.8月分

※市長等三役及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会から出される答申を基に議会の議決を経て改定されます。

